

釜石地方振興局長告示第2号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき岩手県が管理する港湾施設の概要は、次のとおりである。

平成19年3月16日

釜石地方振興局長 海野 伸

港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	数量	能力		
釜石港	係留施設	岸壁	-11m岸壁	釜石市港町一丁目22番1 地先地内	190.07メートル	別紙図面の とおり	
			-7.5m岸壁	〃	取付部47.83メートル 130.00メートル		
	外かく施設	護岸	防波護岸	〃	取付部17.37メートル 150.05メートル		
			護岸	〃	31.64メートル		
	臨港交通施設	道路	臨港道路	〃	21.64メートル		
			荷さばき施設	荷さばき地①	〃		3,795.67平方メートル
			荷さばき地②	〃	2,294.99平方メートル		
	保管施設	野積場	野積場	〃	21,653.51平方メートル		
			上屋付属施設	冷凍コンテナ用 コンセント設備	〃		2基2口
	船舶補給施設	給水施設	給水栓	〃	5基		規格 200V

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部港湾空港課及び釜石地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。